

日本共産党の山内よし子です。日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議案12件について第2号議案「職員の給与等に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件」に反対し他の11件の議案について賛成の立場で討論します。

上意下達の学校組織を作る条例改定案に反対

まず第2号議案「職員の給与等に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件」についてです。

これは教育現場に「副校長」「主幹」「指導教諭」などの新たな職を設置し、給与面で優遇措置を取ると同時に、一般教員についてはこれまでの手当を削減するものであります。

特に新たな職の設置については、そもそも導入の狙いが上意下達の学校組織を作るためのものであります。中教審の作業部会のまとめにおいても「キャリアの複線型」をはかるとしており、一部の職員で「学校を経営」し、「指導層」で実践管理を行い「実践層」は指示されるままに実践するなど、すべての教職員の参加と協同で学校運営をすすめてきたこれまでの学校体制をピラミッド型の組織形態に根本から変え、さらに賃金で格差をつけようとするものです。

今求められているのは現場で子どもと向き合う教員をふやすことです。

よって第二号議案には反対です。

次に第1号議案「平成20年度京都府一般会計補正予算」について、経済の悪化から府民の暮らしを守るための緊急対策が含まれており、賛成するものであります。今起こっている事態に対応するためには府民の願いに答えるための、さらに緊急的な具体策が必要です。

雇用、営業、暮らしを守る緊急策の具体化をさらに

最初に雇用を守る緊急策です。

わが党はこれまで誘致企業には雇用計画などを提出させて実態を把握し、安定した雇用につながるよう何度も知事に求めて参りました。12月4日の代表質問で、大企業に対して雇用を守るよう知事として強く要望するよう求めました。

12月5日には京都府が「雇用のための補助金」を交付している南丹市のジャトコに直接申し入れを行い、雇用を守るように強く要望しましたが、ジャトコは107名の派遣労働者を12月20日付で全員雇止めにするを明らかにしました。

そもそも契約期間中の解雇は労働契約法違反です。1ヶ月前に解雇予告を行なっているのに法違反にはならないといっていますが、裁判例を見ても人員削減を行なう必然性がなければ解雇権の乱用となることが示されており、そのことは有期労働契約であっても雇用継続への合理的期待が認められる場合は、同様に考えるべきであると示されています。今体力のある大企業が業績の悪化を口実に、これまで儲けの道具として使ってきた労働者を使い捨てにすることは絶対に許せません。

ましてやジャトコはこれまでに3億円以上の補助金を本府から受け取っているのです。

本府として「雇用のための補助金」を出している企業に対して緊急に実態調査を行ない、そこで正規、非正規、派遣を問わず、すべての労働者の雇用がしっかりと確保されるよう、指導・助言を行なう必要があります。

また労働局や職業安定所などとの連携を強化し、解雇や内定取り消しなどに対して、機動的に対応す

る体制を作ることや、「緊急地域雇用特別交付金」制度を復活するよう国に求めるとともに、本府としても雇用創出のための公共工事を前倒ししてでも行なうことなど、早急に具体化を図る必要があります。

次に中小零細業者の営業を守るための緊急対策です。

まず本府の公共事業にかかわって、下請けに適正に代金が支払われるよう、しっかりと監督し、指導する必要があります。また大企業による下請けいじめを厳しく取り締まり、中小企業に対する一方的な仕事打ち切りをやめさせることや、大銀行による貸し渋り・貸しはがしをやめさせることも緊急に求められています。

また、日本政策金融公庫が経営環境変化対応資金を作りましたが、据え置き期間は3年間です。本府の制度融資についても、据え置き期間を3年にすることは、やろうと思えばすぐにできることであります。「せめて3年間据え置いてほしい」という声は切実です。強く実行を求めるものであります。

最後に、暮らしを守る緊急策についてです

先日放送されたNHKスペシャル「セーフティーネット・クライシスⅡ - 非正規労働者を守るか」では、若者を中心に労働者の3割を超えたパートなどの「非正規労働者」が、収入が不安定なだけでなく、健康保険や雇用保険などのセーフティーネットが十分保障されず、いったん病気になったり失業すると生活が成り立たなくなるケースが続出している、という生々しい状況が報道されました。

本府としても雇用や中小零細業者の暮らしを守る対策と同時に、生活保護の的確かつ機動的な運用も含めた、命を守るためのセーフティーネットを緊急に充実する必要があります。

府民の困りごとなどの相談のため「緊急相談窓口」を本府のすべての機関に設置し、年末や年始の体制もとる必要があります。また無利子・無担保・無保証人の暮らしの資金貸し付け事業については、貸付の期間を延長することや、貸付金の増額など、緊急な措置が必要です。

また失業者の住居確保のために、民間住宅への家賃補助や、本府の公的施設の一時的な活用など早急に検討すべきです。

福井県の東尋坊では、NPO のみなさんが自殺防止のための巡回活動を行ない、失業し希望を失った派遣労働者の命をすでに何人も救っていると報道されています。

若者から生きる希望を奪う政治の大もとからの転換と、そして緊急対策が今必要です。

わが党議員団は年末、年始にかけても府民の声を聞き、政治が暮らしを守る本来の役割を取り戻すために全力をあげて奮闘するものであります。決意表明して、討論を終わります。

ご清聴ありがとうございました。